

## 1 法令名

### **工業用炉大気汚染物排出基準 (GB9078-1996)**

Emission standard of air pollutants for industrial kiln and furnace  
(GB9078-1996)

## 2 制定年月

1996年3月7日

## 3 発効年月

1997年1月1日

## 4 法令の概要

### 4.1 目的

人間の健康や環境に害を及ぼさないように、工業用炉大気汚染物の排出濃度等を規定し、制限する。

### 4.2 規制対象

工業用炉は、工業生産において燃料燃焼或いは電力転換過程で生じた熱量を利用して、材料或いはパーツを製錬、焼結、焼成、加熱等に使われる設備を指す。

本基準の範囲は、コークス炉や、焼却炉、セメント工場以外に使用する固体、液体、気体燃料及び電気加熱炉の工業用炉の管理に適用する。また、工業用炉建設項目の環境影響評価、設計、竣工時の認定及び使用段階での大気汚染物の排出管理に適用する。

### 4.3 規制内容

(1) 本基準は、主に工業用炉煙塵、生産性粉塵、有害汚染物排出濃度の許容値、排煙黒度の排出制限値が規定されている。

(2) 本基準は一級、二級、三級に分けられ、GB3095の大気汚染管理地域の分類方法と同じく、各地域ではそれぞれの基準に適応する。その中に、一級地域では、道路などの公的インフラ事業整備に瀝青を加熱する炉以外には、各種工業炉の新築、中古炉の改造による環境負荷の増加になってはいけない。

(3) 1997年1月1日以前に設置された各種工業炉(据え付けていないが、環境影響評価報告書の認定がある場合を含む)、煙塵及び生産性粉塵排出濃度、排煙黒度制限値は、表1の基準で執行する。1997年1月1日以降で設置された各種工業炉は表2の基準で執行する。

- (4) 各種工業用炉の有害汚染物の排出濃度許容値は表4の基準で執行する。
- (5) 煙突の高さは15メートル以上でなければならない。ただし、周辺200メートル以内には建物がある場合、その建物より3メートル以上高くする必要がある。
- (6) 1997年1月1日から作られた工業用炉の煙突には常時サンプリング・観察測定口と観察用プラットフォームを設置しなくてはならない。
- (7) 国務院が指定した酸性雨と二酸化硫黄の特別管理地域に各種工業用炉設置される場合、二酸化硫黄の排出基準の執行以外には、総量規制基準の執行も必要である。

## 5 法令が入手できる URL

中国環境保護部 Web サイト

[http://www.mep.gov.cn/tech/hjbz/bzwb/dqhjbh/dqgdwrywrwpfbz/199701/t19970101\\_67499.htm](http://www.mep.gov.cn/tech/hjbz/bzwb/dqhjbh/dqgdwrywrwpfbz/199701/t19970101_67499.htm)